

1) 設置者に関する情報

①設置者の名称及び主たる事務所の所在地及び連絡先

群馬県教育委員会

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-4521

②法人代表者の氏名

群馬県知事 大澤 正明

③福祉系高等学校等以外の実施事業

割愛

④財務諸表

割愛

2) 福祉系高等学校等に関する情報

①名称、住所及び連絡先

群馬県立吾妻中央高等学校

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1303

TEL 0279-75-3455

②福祉系高等学校等の校長の氏名

澤田 徳彦

③開設年月日

2009（平成21）年4月1日

⑤施設設備の概要（図書の蔵書数を含む）

●施設の概要

土地面積 47,011 m² 建物延面積 21,983 m²

図書館蔵書数：23,439 冊

教室等の名称	面積	教室等の名称	面積
普通教室 1年	63.9 m ²	研究室 (講師控室)	38.43 m ²
普通教室 2年	63.9 m ²	入浴実習室	119.65 m ²
普通教室 3年	63.9 m ²	調理実習室	111.30 m ²
福祉総合実習室	72.41 m ²	被服実習室	121.07 m ²
介護実習室	209.61 m ²	図書室	225.10 m ²
介護実習室 (和室)	20.10 m ²	事務室	56.64 m ²

●設備の概要

実習用モデル人形	7 体	視聴覚機器	6 器
人体骨格模型	1 体	障害者用調理器具・食器類	2 台
成人用ベッド	10 床	和式布団一式	1 式
移動用リフト	1 台	吸引装置一式	10 セット
スライディングボード・マット	12 台	経管栄養用具一式	10 セット
車いす	23 台	処置台又はワゴン	10 台
簡易浴槽	1 槽	吸引訓練モデル	10 体
ストレッチャー	2 個	経管栄養訓練モデル	10 体
排せつ用具	18 個	心肺蘇生訓練用器材一式	5 セット
歩行補助つえ	15 本	人体解剖模型	1 体
盲人安全つえ	13 本		

④学則

I 学 則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この学則は、群馬県立吾妻中央高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程、学科、修業年限及び生徒定員)

第2条 学校の課程、学科、修業年限及び生徒定員等は、次のとおりとする。

課 程	学 科	生 徒 定 員				男 別 女
		1年	2年	3年	計	
全日制	普通科	80	80	80	240	男女
	生物生産科	40	40	40	120	男女
	環境工学科	40	40	40	120	男女
	福祉科	40	40	40	120	男女

※平成30年度から平成31年度は統合のため、上表とは異なる。

(通学区域)

第3条 通学区域は、各科とも全県一区とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、別表第1に掲げるとおりとする。

(振替授業等)

第6条 校長は、特に必要と認めたときは、休業日と授業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第8条 学校の教育課程は、別表第2に掲げるとおりとする。

(授業終始の時刻)

第9条 授業終始の時刻は、次のとおりとする。

	ホームルーム	第1校時	第2校時	第3校時	第4校時	第5校時	第6校時	第7校時	清 掃	ホームルーム
6時間	8:45 ～8:55	8:55 ～9:45	9:55 ～10:45	10:55 ～11:45	11:55 ～12:45	13:30 ～14:20	14:30 ～15:20		15:20 ～15:40	15:40 ～15:50
7時間	8:45 ～8:55	8:55 ～9:45	9:55 ～10:45	10:55 ～11:45	11:55 ～12:45	13:30 ～14:20	14:30 ～15:20	15:30 ～16:20	16:20 ～16:40	16:40 ～16:50

(教職員組織)

第10条 学校の教職員組織は、別表第3に掲げるとおりとする。

(単位の認定)

第11条 校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科・科目又は総合的な学習の時間(以下「科目等」という。)を履修し、その成果が科目等の目標又はねらいからみて満足できると認められるときは、その科目等について所定の単位を修得したことを認定する。

2 前項の単位の認定は、出席授業時数が年間総授業時数の3分の2以上の生徒について行うものとする。

3 校長は、特別の理由がある場合は、別に定めるところにより、補講その他適切な指導を実施した時数を前項の出席授業時数に加算することができる。

4 校長は、単位の修得を認定された者から請求があったときは、単位修得証明書を交付する。
(原級留め置き)

第12条 校長は、生徒のうち当該学年において修得すべき単位を修得しない者を、原級に留め置くことができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、教科・科目等のうち74単位以上を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められる者について、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、退学、転学及び休学等

(入学志願者の資格)

第14条 学校に入学を志願することのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは修了見込みの者

2 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は修了見込みの者

3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者

4 文部科学大臣の指定した者

5 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

6 その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第15条 生徒の募集、選抜及び入学志願の手続きについては、群馬県教育委員会の定めるところによる。

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年始めとする。

(編入学)

第17条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 校長は、前項の規定による編入学の許可を、前条の規定にかかわらず行うことができる。

(入学の手続)

第18条 入学を許可された者は、入学の日から7日以内に保護者及び保証人連署の誓約書並びに住民票の写しを校長に提出しなければならない。

(欠席及び忌引)

第19条 生徒は、欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。この場合において、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 忌引しようとする生徒は、忌引届を校長に提出しなければならない。

3 忌引日数は、次のとおりとする。

父母……………7日以内

祖父母、兄弟姉妹……………3日以内

伯叔父母……………1日

その他は校長が別に定める。

(留学)

第20条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとするときは、留学先の高等学校名、所在地、留学の理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、留学願を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校の教育課程等の教育内容に関する書類及び留学先の高等学校長の発行した留学許可書又は入学許可書等を添えなければならない。

2 校長は、前項の留学願を適当と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の終了した生徒は、保護者連署のうえ、留学終了届を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校長の作成した各教科・科目等の履修状況を示す書類を添えなければならない。

4 校長は、留学中の履修の状況を適当と認めるときは、留学先の高等学校における履修を学校における履修とみなし、第11条の規定を適用して、30単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、前項の単位の修得の認定を、留学の期間が単一年度内の場合には、当該年度末にお

いて行うものとし、留学の期間が異なる年度にわたる場合は、学年の途中においても行うことができるものとする。

(休学)

第21条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため3月以上引き続き出席できない場合は、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、休学願を校長に提出しなければならない。この場合においては、医師の診断書等休学の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、1年以内の期間で休学を許可する。

(休学の取消し)

第22条 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、その理由を示し、保護者連署のうえ、復学願を校長に提出しなければならない。この場合において、休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可する。

(休学期間の延長)

第23条 休学を許可された生徒が1年を経過し、なお出席できないときは、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、校長に休学期間の延長を願い出ることができる。この場合においては、医師の診断書等休学期間延長の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出があったときは、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、1年を限って休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第24条 生徒が退学しようとするときは、その理由を示し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認めるときは、退学願を受理する。

(再入学)

第25条 前項の規定により退学した生徒が再入学しようとするときは、保護者連署のうえ、再入学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ、退学後1年以内の場合に限り、当該生徒を退学当時の在学年以下の学年に再入学させることができる。

3 第18条の規定は、再入学を許可された者に準用する。

(転学)

第26条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、保護者連署のうえ、転学願を校長に提出しなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志望する者は、保護者連署のうえ、転入学願を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ教育上支障がない場合には、転入学を許可する。

4 第18条の規定は、転入学を許可された生徒に準用する。

(出席停止)

第27条 校長は、学校において予防すべき感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒に対して出席を停止させることができる。

第5章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

第28条 保護者は、次の各号に該当する者で、校長に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

(1) 生徒の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、独立の生計を営む成年者で、校長に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

3 校長は、保護者又は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

4 校長は、保護者又は保証人が死亡し、又は第1項若しくは第2項に規定する要件を欠いたときは、改めてこれを選任させる。

5 保護者又は保証人に変更があったときは、改めて第18条に定める誓約書を提出しなければならない。

(住所、氏名等の変更の届出)

第29条 保護者は、生徒、自己又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第6章 入学料等

(受検料)

第30条 学校に入学を志望する者、編入学を志望する者又は他の高等学校から転入学を志望する者は、群馬県立学校の入学料等に関する条例（昭和23年群馬県条例第18号。以下、「入学料等条例」という。）に定める受検料を納付しなければならない。ただし、全日制の課程の入学願書を受理された者で定時制の課程に入学を志望する者並びに群馬県立高等学校（通信制の課程を除く。）からの転入学者は、この限りでない。

2 受検料は、入学願書、編入学願書又は転入学願書に添えて、群馬県証紙又は払込書により納付するものとする。

（入学料）

第31条 入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学、編入学又は転入学の当日までに入学料等条例に定める入学料を群馬県証紙又は払込書により納付しなければならない。ただし、群馬県立高等学校からの転入学者は、この限りでない。

（受検料及び入学料の不返付）

第32条 既に納めた受検料及び入学料は、いかなる事情があってもこれを返付しない。

（授業料等）

第33条 授業料等の徴収、減免及び還付等は、入学料等条例による。

第7章 賞 罰

（ほう賞）

第34条 校長は、学業、人物、その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

（懲戒）

第35条 教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は、退学、停学、訓告、その他とする。

3 懲戒による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 雑 則

（文書の経由）

第36条 生徒が校長に提出する文書は、すべて生徒のホームルーム担任教員を経由しなければならない。

（その他必要な事項）

第37条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

介護福祉士養成課程に関する規程

(目的)

第1条 本校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。

(学級数)

第2条 介護福祉士養成課程は、本校福祉科に置くものとし、各学年1学級とする。

(養成課程及び履修方法)

第3条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

第4条 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。

2 特別な事由がない場合や外部講師を招聘した授業は、補講を実施しない。

3 前項に規定する「特別な事由」とは、以下の事由をいうものとする。

(1) 病気、怪我（証明できる書類の提出を求めるものとする。）

(2) 天災地変

(3) その他、特別な事由として本校が認めるもの

第5条 前項の科目と単位数は次の通りとする。

- ・福祉系高等学校：53単位

(教育課程)

第6条 介護福祉士養成課程の教育課程は別紙によるものとする。

第7条 校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

なお、次の各号に該当する場合は、その科目の受験資格がないものとする。

2 介護福祉士養成課程に関する科目の出席授業時数が年間総授業時数（1単位は35単位時間で計算する）の3分の2に満たない生徒については、介護福祉士国家試験受験資格としての単位修得の認定をすることができない。

なお、科目「介護実習」においては、出席授業時数が年間総授業時数（1単位は35単位時間で計算する）の5分の4に満たない場合は、介護福祉士国家試験受験資格としての単位修得の認定をすることができない。

(成績考査)

第8条 各教科・科目の成績(学期点・学年点)は各学期ごとの中間考査(3学期は省略可)・期末考査の得点と、平常点の総合によって評価し、5段階で評定する。(評定1の科目については単位修得を認定しない)

(介護福祉士国家試験受験資格の認定)

第9条 介護福祉士養成課程の教育課程に規程されたすべての科目の単位を修得した生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認定する。

第10条 下記に該当する場合は、進級ができない。

- 1 生活支援技術(医療的ケア)をその学年で修得出来ない場合
- 2 介護実習について、その学年中で実施完了にならなかった場合

付 則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

3) 養成課程に関する情報

①養成課程の教育課程表

平成29・30年度入学者教育課程表

教科名	科目名	単位数			摘要	
		1年	2年	3年		
国語	国語総合	4			・3年次（選択科目4単位） 地理歴史においては、「日本史A」か「地理A」のいずれかを選択する。 また、2単位の選択においては、「生物セミナー」か「農業と環境」のいずれかを選択する。	
	現代文B		2	2		
地理歴史	世界史A	2				
	日本史A			②		
	地理A			②		
公民	現代社会		2			
数学	数学I	2	2			
理科	科学と人間生活	2				
	生物基礎			2		
	*生物セミナー			②		
保健体育	体育	2	2	3		
	保健	1	1			
芸術	音楽I	2				
外国語	コミュニケーション英語I	2	2			
	英語表現I			2		
家庭	家庭基礎		2			
情報	社会と情報	(2)				
農業	農業と環境			②		
福祉	社会福祉基礎	2	2		・2年次の「現代社会」と「家庭基礎」を「人間と社会に関する科目」とする。	
	介護福祉基礎	2	3			
	コミュニケーション技術		2			
	生活支援技術	2	4	4	・「介護総合演習」をもって、「総合的な学習の時間」(3単位)に替える。	
	介護過程			4		
	介護総合演習	1	1	1		
	介護実習	2	3	4		
		介護実習(長期休業中)		3	1	・「福祉情報活用」をもって、「社会と情報」(2単位)に替える。
		こころとからだの理解	2	2	4	
		福祉情報活用	2			
小計		30	33	31		
特別活動	ホームルーム活動	1	1	1		
総合的な学習の時間		(1)	(1)	(1)		
合計		31	34	32		

平成31年度入学者教育課程表

教科名	科目名	単位数			摘要
		1年	2年	3年	
国語	国語総合	4			・3年次（選択科目4単位） 地理歴史においては、「日本史A」か「地理A」のいずれかを選択する。 また、2単位の選択においては、「生物セミナー」か「農業と環境」のいずれかを選択する。
	現代文B		2	2	
地理歴史	世界史A	2			
	日本史A			②	
	地理A			②	
公民	現代社会		2		
数学	数学I	2	2		
	科学と人間生活	2			
理科	生物基礎			2	
	*生物セミナー			②	
保健体育	体育	2	2	3	
	保健	1	1		
芸術	音楽I	2			
外国語	コミュニケーション英語I	2	2		
	英語表現I			2	
家庭	家庭基礎		2		
情報	社会と情報	(2)			
農業	農業と環境			②	
福祉	社会福祉基礎	2	2		・2年次の「現代社会」と「家庭基礎」を「人間と社会に関する科目」とする。 ・「介護総合演習」をもって、「総合的な探究の時間」(3単位)に替える。 ・「福祉情報活用」をもって、「社会と情報」(2単位)に替える。
	介護福祉基礎	2	3		
	コミュニケーション技術		2		
	生活支援技術	2	4	4	
	介護過程			4	
	介護総合演習	1	1	1	
	介護実習	2	3	4	
	介護実習(長期休業中)		3	1	
	こころとからだの理解	2	2	4	
	福祉情報活用	2			
小計		30	33	31	
特別活動	ホームルーム活動	1	1	1	
総合的な探究の時間		(1)	(1)	(1)	
合計		31	34	32	

②定員

40名

③入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）

群馬県教育委員会ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/03/x0110001.html>）の入試情報を御覧ください。

なお、本校に関する資料は、

群馬県立吾妻中央高等学校福祉科

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1303

TEL 0279-75-3455 までお願いいたします。

④費用（令和元年度）

費目	第1学年	第2学年	第3学年	合計
入学検定料	2,200			2,200
入学金	5,650			5,650
授業料	118,800	118,800	118,800	356,400
実習費	2,880	7,680	6,400	16,960
施設維持費	-	-	-	-
その他諸費	224,425	187,364	77,799	489,588
合計	353,955	313,844	202,999	870,798

⑤教員数、科目別担当教員名

5名

必置教員	氏名	担当科目
(◎印…教務に関する主任者	○ 雨宮 賢一	社会福祉基礎／介護福祉基礎／コミュニケーション技術／生活支援技術／介護過程／介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解／現代社会
◎印…領域「介護」「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員)	◎○ 武 幸男	社会福祉基礎／介護福祉基礎／コミュニケーション技術／生活支援技術／介護過程／介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解／現代社会
	丸橋 咲	社会福祉基礎／介護福祉基礎／コミュニケーション技術／生活支援技術／介護過程／介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解
	和田 沙矢香	社会福祉基礎／介護福祉基礎／コミュニケーション技術／生活支援技術／介護過程／介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解／現代社会
	隅野 恵璃	社会福祉基礎／介護福祉基礎／コミュニケーション技術／生活支援技術／介護過程／介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解／現代社会

⑥使用する教材

教科名	教科書	準教科書
社会福祉基礎	社会福祉基礎 (実教出版)	新・介護福祉士養成講座(中央法規) 2 社会の制度と理解
介護福祉基礎	介護福祉基礎 (実教出版)	新・介護福祉士養成講座(中央法規) 4 介護の基本2
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 (実教出版)	
生活支援技術 (医療的ケアを含む)	生活支援技術 (実教出版)	新・介護福祉士養成講座(中央法規) 7 生活支援技術Ⅱ 改訂 介護職員等による喀痰吸引・ 経管栄養研修テキスト(中央法規)
介護過程	介護過程(実教出版)	
介護総合演習		新・介護福祉士養成講座(中央法規) 10 介護総合演習・介護実習
介護実習		新・介護福祉士養成講座(中央法規) 10 介護総合演習・介護実習
こころとからだの理解	こころとからだの理解 (実教出版)	新・介護福祉士養成講座(中央法規) 11 発達と老化の理解 12 認知症の理解 13 障害の理解 14 こころとからだのしくみ

⑦介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

施設名	種別	住所
東吾妻町立特別養護老人ホーム いわびつ荘	特別養護老人ホーム	吾妻郡東吾妻町大字原町 1094
特別養護老人ホーム 永光荘	特別養護老人ホーム	渋川市半田 785 - 5
特別養護老人ホーム 春日園	特別養護老人ホーム	渋川市中郷 2399 - 7
特別養護老人ホーム かない苑	特別養護老人ホーム	渋川市金井 2212 - 1
特別養護老人ホーム からまつ荘	特別養護老人ホーム	吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
特別養護老人ホーム しんとう苑	特別養護老人ホーム	北群馬郡榛東村大字広馬場 1797 - 1
特別養護老人ホーム ねむの丘	特別養護老人ホーム	渋川市北橋町八崎 2365 - 1
特別養護老人ホーム ひだまりの森白樺荘	特別養護老人ホーム	吾妻郡嬭恋村大字田代 938 - 8
特別養護老人ホーム 船尾苑	特別養護老人ホーム	北群馬郡吉岡町上野田 2135
特別養護老人ホーム 誠の園	特別養護老人ホーム	高崎市中室田町 2109
特別養護老人ホーム やまゆり荘	特別養護老人ホーム	吾妻郡中之条町折田 2515
介護老人保健施設 赤城苑	介護老人保健施設	渋川市赤城町北赤城山 1055 - 1
介護老人保健施設 銀玲	介護老人保健施設	渋川市石原 564 - 1
中之条町介護老人保健施設「六合つつじ荘」	介護老人保健施設	吾妻郡六合村入山 1478 - 5
介護老人保健施設 みずき荘	介護老人保健施設	北群馬郡吉岡町大字陣場 98
中之条町介護老人保健施設 ゆうあい荘	介護老人保健施設	吾妻郡中之条町上沢渡 2133 - 4
介護老人保健施設 りんどうの里	介護老人保健施設	吾妻郡高山村大字中山 2715 - 2
永光荘デイサービスセンター	通所介護	渋川市半田 785 - 5
ことひらデイサービスセンター	通所介護	渋川市金井 2212 - 1
からまつ荘	通所介護	吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
デイサービスセンター やまゆり	通所介護	北群馬郡榛東村大字広馬場 1797 - 1
デイサービスセンター 虹の家	通所介護	渋川市北橋町八崎 2365 - 1
ひだまりの森白樺荘 デイサービスセンター	通所介護	吾妻郡嬭恋村大字田代 938 - 8
吉岡デイサービス	通所介護	北群馬郡吉岡町上野田 2135
デイサービスやまゆり	通所介護	吾妻郡中之条町折田 2515

あがつま在宅ケアセンター	通所介護	吾妻郡東吾妻町大字原町 705 - 1
渋川市子持デイサービスセンター	通所介護	渋川市吹屋 658 - 20
すこやかセンター福寿草 (東吾妻社協東支所)	通所介護	吾妻郡東吾妻町新巻 320 - 4
草津町在宅介護サービスセンター	通所介護	吾妻郡草津町大字草津 464 - 28
渋川市赤城デイサービスセンター	通所介護	渋川市赤城町宮田 850 - 3
高山村デイサービスセンター	通所介護	吾妻郡高山村大字中山 3410
高崎市社協倉渕デイサービスセンター	通所介護	高崎市倉渕町大字岩氷 19 - 1
嬭恋村デイサービスセンター	通所介護	吾妻郡嬭恋村大前 1110 - 1
デイサービスセンター水仙	通所介護	吾妻郡東吾妻町大字川戸 233
介護老人保健施設 赤城苑	通所リハビリテーション	渋川市赤城町北赤城山 1055 - 1
介護老人保健施設 銀玲	通所リハビリテーション	渋川市石原 564 - 1
中之条町介護老人保健施設 「六合つつじ荘」	通所リハビリテーション	吾妻郡六合村入山 1478 - 5
介護老人保健施設 みずき荘	通所リハビリテーション	北群馬郡吉岡町大字陣場 98
中之条町介護老人保健施設 ゆうあい荘	通所リハビリテーション	吾妻郡中之条町上沢渡 2133 - 4
介護老人保健施設 りんどうの里	通所リハビリテーション	吾妻郡高山村大字中山 2715 - 2
デイケアおおど	通所リハビリテーション	吾妻郡東吾妻町大戸 13 - 1
からまつ荘	訪問介護	吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
東吾妻町社会福祉協議会 東支所	訪問介護	吾妻郡東吾妻町新巻 320 - 4
高崎市社協倉渕訪問介護 事業所	訪問介護	高崎倉渕町大字岩氷 19 - 1
嬭恋村社会福祉協議会	訪問介護	吾妻郡嬭恋村大前 1110 - 1
東吾妻町社会福祉協議会	訪問介護	吾妻郡東吾妻町大字川戸 233
訪問介護ステーション おおど	訪問介護	吾妻郡東吾妻町大戸 13 - 1
中之条町社会福祉協議会 六合支所	訪問介護	吾妻郡中之条町大字赤岩 195
渋川市社協ヘルパーステーション	訪問介護	渋川市渋川 1760 - 1
中之条町社会福祉協議会	訪問介護	吾妻郡中之条町大字中之条町 1091
群馬整肢療護園	重度心身障害児施設・肢体 不自由児施設	高崎市足門町 146 - 1

ひまわり園	児童デイサービス	渋川市渋川 3667
特別養護老人ホーム サザン小川	特別養護老人ホーム	吾妻郡中之条町大字中之条町 714 - 1
特別養護老人ホーム 清流の郷	特別養護老人ホーム	渋川市赤城町敷島 44 - 1
特別養護老人ホーム 花の苑	特別養護老人ホーム	沼田市戸鹿野町 375 - 1
特別養護老人ホーム ひかりの里	特別養護老人ホーム	渋川市渋川 2216 - 1
介護老人保健施設 とね	介護老人保健施設	沼田市東原新町 1855 - 1
渋川市小野上デイサービス センター	通所介護	渋川市小野子 9 - 1
特別養護老人ホーム シリウス	特別養護老人ホーム	高崎市倉渕町三ノ倉 533 - 1
スピカデイサービスセン ター	通所介護	高崎市倉渕町三ノ倉 533 - 1
特別養護老人ホーム 菜の花館	特別養護老人ホーム	利根郡昭和村大字糸井 1757 - 311
特別養護老人ホーム 西嶺の郷	特別養護老人ホーム	利根郡みなかみ町西峰須川 472 - 1
西嶺の郷デイサービスセン ター	通所介護	利根郡みなかみ町西峰須川 472 - 1
草津町在宅介護サービス センター	訪問介護	吾妻郡草津町大字草津 464 - 28
デイサービスサザン倶楽 部	通所介護	吾妻郡中之条町大字中之条町 714 - 1
新治ヘルパーステーショ ン	訪問介護	利根郡みなかみ町新巻 301 - 1
榛東村社会福祉協議会ホ ームヘルパーステーショ ン	訪問介護	北群馬郡榛東村新井 789 - 3
かすがホームヘルパース テーション	訪問介護	渋川市中郷 2399 - 7
社会福祉法人健生会特別 養護老人ホーム花の苑訪 問介護事業所	訪問介護	沼田市戸鹿野町 375 - 1
社会福祉法人健生会特別 養護老人ホーム花の苑デ イサービスセンター	通所介護	沼田市戸鹿野町 375 - 1
介護老人保健施設 創春館	介護老人保健施設	前橋市日輪寺町字東田 342 - 1
介護老人保健施設 青梨子荘	介護老人保健施設	前橋市青梨子町 1670
介護老人保健施設 ほくもう	介護老人保健施設	渋川市渋川 908 - 22
あおなしデイサービスセン ター	通所介護	利根郡川場村生品 1861
桜花苑デイサービスセン ター	通所介護	利根郡片品村大字摺渕 340
デイサービスセンター春 日の家	通所介護	渋川市中郷 2399 - 7

ひかりの里デイサービスセンター	通所介護	高崎市足門町 146 - 1
あおなしヘルパーステーション	訪問介護	利根郡川場村生品 1861
介護老人保健施設 草笛の里水上	介護老人保健施設	利根郡みなかみ町小仁田 623 - 2
小規模特別養護老人ホーム すいせんの里	小規模特別養護老人ホーム	吾妻郡東吾妻町大字原町 39
昭和村社会福祉協議会昭和の里	通所介護	利根郡昭和村糸井 624
清流の郷デイサービスセンター	通所介護	渋川市赤城町敷島 44 - 1
月夜野デイサービスセンター	通所介護	利根郡みなかみ町石倉 150 - 1
水上デイサービスセンター	通所介護	利根郡みなかみ町阿能川 1059 - 1
かがやき在宅ケアセンター	訪問介護	吾妻郡東吾妻町大字原町 5278
障害者支援施設 グレイス	障害者支援施設	渋川市渋川 4417
障害者支援施設 あけぼのホーム	障害者支援施設	渋川市渋川 3645 - 17
障害者支援施設 めぐみの里	障害者支援施設	渋川市渋川 3644 - 1
特別養護老人ホーム 清里荘	特別養護老人ホーム	前橋市青梨子町 503
きよさとホームヘルパー ステーション	訪問介護	前橋市青梨子町 503
特別養護老人ホーム 春日の里	特別養護老人ホーム	前橋市上佐鳥町 774
前橋市春日の里デイサービスセンター	通所介護	前橋市上佐鳥町 774
春日の里ホームヘルパー ステーション	訪問介護	前橋市上佐鳥町 774
北毛ホームヘルパー ステーション	訪問介護	渋川市有馬 230 - 1
きよさとデイサービスセンター	通所介護	前橋市青梨子町 503
特別養護老人ホーム 泉の園	特別養護老人ホーム	高崎市箕郷町矢原 12 - 1
箕郷町ホームヘルプサービス	訪問介護	高崎市箕郷町矢原 12 - 1
小規模多機能ホーム ぽっかぽかの家	小規模多機能ホーム	吾妻郡東吾妻町大字植栗 344 - 3
あがつま地域福祉サービス	訪問介護	吾妻郡中之条町大字西中之条 241
JA 嬭恋村福祉センター	訪問介護	吾妻郡嬭恋村大字大前 767 - 2

⑨介護実習の内容及び特徴

目的

人間的な触れ合いを通じて利用者への理解を深め、さまざまな角度から把握する力を養う。また、利用者が日常生活の中で必要とする基本的介護技術について、実習を通して習得する。さらに、施設や施設職員の仕事について理解を深め、専門的態度や行動を身に付ける。

目標

<第1学年>

老人施設および障害者施設の現場を実際に見学して介護活動の概要を学び、対象者への接し方を習得する。

<第2学年>

利用者に合わせた基本的な介護技術を習得するとともに、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にする能力を養う。

<第3学年>

利用者ごとの介護計画を作成するとともに、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。

介護実習の心得

1 事前学習

(1) 指定の日時に実習先を訪問して、実習施設の概要(沿革・種別・諸機能・関連機関・施設の方針等)を調べ理解する。

- ① 事前学習と実習の目的
- ② 実習施設の概要
- ③ 実習前施設訪問報告

以上をまとめる。

(2) 実習先の日常生活等への理解を深め、実習目標を明確にしていくために、実習期間前にボランティア活動をさせていただけるよう、本校のボランティア活動の手順に沿ってお願いする。

2 持ち物

実習日誌 筆記用具 メモ帳 エプロン(2枚) 体育館シューズ
実習着 (洗い替えは本校指定のTシャツ・ハーフパンツ) 弁当

3 実習態度と心構え

(1) 服装・頭髪

- ① 実習先へは制服で行くこと。
- ② 髪の毛の長い生徒は束ねること。
- ③ 爪を切る。マニキュアは禁止。
- ④ 清潔な実習着を着用すること。
- ⑤ 時計やネックレス・ピアス等の装飾品は身につけないこと。

(2) 時間

- ① 時間に余裕を持って家を出て、各施設には実習開始の15分前までには到着すること。
- ② 事故に十分に注意すること。

(3) 欠席連絡

- ① 無断欠席、遅刻は厳禁である。
- ② 病気、ケガなどでやむを得ず欠席、遅刻、早退する場合は必ず実習施設と学校に連絡すること。(病気の場合は診断書を提出する。)

(4) 礼儀態度

- ① 常に挨拶・笑顔を心がけること。コミュニケーションの第一歩である。
- ② 実習は施設の定める規則等を守り、高校生としての品位や節度を守ること。
- ③ 利用者のプライバシーを尊重し、実習で知り得た事項は他言しないこと。外部で話題にすることも厳禁。ノートに記入の際も氏名等はイニシャルを使用すること。

(守秘義務)

- ④ 利用者の人権を尊重し常に注意を払うこと。(言葉づかい等)
- ⑤ 実習については自己判断せずすべて担当職員の指示に従うこと。各施設の方針を重視し進んで指示を仰ぐこと。
- ⑥ 実習中は公平を旨とし、特定の利用者と個人的な約束をしないこと。
- ⑦ 一個人の価値基準で施設の方針・運営や職員に対して一方的な批判をしないこと。実習中に疑問に思ったことや理解できないことが生じた場合は、時・場所・表現に十分配慮して担当職員に質問すること。
- ⑧ 生徒間の私語は厳禁である。
- ⑨ 常に10分前行動を心がけること。

(5) 健康管理

- ① 自分の健康管理に気をつけ規則正しい生活を心がけること。十分な睡眠をとり、朝食を必ず食べ、集中して実習に取り組むこと。
- ② 抵抗力の弱い方が多いため、介護者として利用者の安全を守るために、手洗い・うがいを必ず行うこと。

【手洗いの励行】

基本となるのは手洗いである。ケアの前後には必ず手洗いを心がけること。
※流水と石けんで十分なもみ洗いをすることで、手指の汚染菌は大幅に減少する。

【一般的清潔動作】

勤務につく時や終わった時は、十分な手洗い・うがいをする事。
トイレに行く際には、介助に使用しているエプロン等を必ず外すこと。

(6) 貴重品

- ① 実習先に貴重品を持ち込まないこと。
- ② 自分の荷物は自分で責任を持って管理すること。

(7) その他

- ① 実習中誤って事故を起こした時には、すぐに施設指導者に報告し指示を受け、実習後に必ず学校にも報告すること。
- ② 1日の実習が終了したら、使用した器具や部屋をきれいに整頓すること。
- ③ 実習の全日程が終了したら、職員の方々にお礼を述べて挨拶をすること。

4 日誌の記入方法

(1) 記入上の留意点

- ① 毎日実習後に記入し翌朝施設へ提出する。
(遅れることは指導担当者に失礼である。)
- ② 黒ペンで丁寧に記入する。
- ③ 守秘義務やプライバシーを守る配慮が必要である。
例) 氏名等はアルファベットを使用する。

(2) それぞれの項目の記入について

- ① 実習目標について
各自の実習目標にそって、より具体的な目標設定を心がける。
- ② 実習内容について
1日の実習を振り返り、正確に簡潔にまとめる。
- ③ 実習記録について
その日の実習目標との関連でまとめていく。

4) 実績に関する情報

①卒業者の延べ人数

前々年度までの 卒業生の累計	前年度の卒業生数	卒業生の合計
246	34	280

②前年度卒業生の進路

No.	種別	総数	系統	進路・就職先	人数	
1	大学	7名	福祉	長野大学 社会福祉学部 社会福祉学科	1	
			福祉	立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科	1	
			福祉	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科	2	
			医療	桐生大学 医療保健学部 看護学科	1	
			医療	群馬医療福祉大学 リハビリテーション学部 作業療法学科	2	
2	短大	5名	保育	育英短期大学 保育学科	2	
			栄養	明和学園短期大学 栄養学科	1	
			その他	新島短期大学 キャリアデザイン学科	1	
			その他	杉野服飾大学短期大学部 服飾学科	1	
3	専門学校	16名	医療	渋川看護専門学校 看護学科	2	
			医療	太田医療技術専門学校 看護学科	1	
			医療	専門学校高崎福祉医療カレッジ 看護師学科	1	
			医療	高崎総合医療センター附属高崎看護学校	1	
			医療	群馬県高等歯科衛生士学院	1	
			医療	中央医療歯科専門学校 歯科衛生士学科	2	
			美容	原宿バルエポック美容専門学校 トータルビューティーカー	1	
			美容	東京ビューティアーアート専門学校 美容科	1	
			その他	東京服飾専門学校 アパレル技能科 テクニカルコース	1	
			その他	中央情報経理専門学校 医療福祉秘書学科	1	
			その他	高崎動物専門学校 プロトリマーコース	2	
			その他	HAL専門学校	1	
その他	日本工学院専門学校 声優・演劇科	1				
4	就職	5名	福祉	特別養護老人ホーム泉の園	介護職	2
			福祉	特別養護老人ホーム春日園	介護職	1
			福祉	特別養護老人ホームしんとう苑	介護職	1
			福祉	特別養護老人ホーム菜の花館	介護職	1
5	未定	1名			1	